四十九　銀行代理業者名　須藤　豊明
主たる営業所又は事務所の所在地　山形県村山市大字富並三千八百六十五番地二十一
許可年月日　平成十九年十月一日
所属銀行の商号　株式会社ゆうちょ銀行
失効年月日　平成二十五年三月一日
五十　銀行代理業者名　新田　良子
主たる営業所又は事務所の所在地　山形県新庄市十日町千二百五十二番地
許可年月日　平成十九年十月一日
所属銀行の商号　株式会社ゆうちょ銀行
失効年月日　平成二十五年三月一日
五十一　銀行代理業者名　上原サチ子
主たる営業所又は事務所の所在地　鹿児島県志布志市志布志町志布志三百二十四番地六
許可年月日　平成十九年十月一日
所属銀行の商号　株式会社ゆうちょ銀行
失効年月日　平成二十五年三月一日

○農林水産省告示第千八百四十六号

漁業センサス規則（昭和三十八年農林省令第三十九号）第六条第四項、第十二条第一項、第十三条並びに第十五条第一項、第二項及び第三項の規定に基づき、平成十五年五月二十日農林水産省告示第七百七十六号（漁業センサス規則第六条第四項の農林水産大臣が定める調査票等を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十五年六月六日　　農林水産大臣　林　芳正

第二条中「第六号」を「第四号」に、「別記様式第七号」を「別記様式第五号」に、「第九号」を「第七号」に、「別記様式第十号」を「別記様式第八号」に、「第十一号」を「第九号」に改める。

第四条第一号中「平成十五年」を「平成二十年」に、「二〇〇三年漁業センサス」を「二〇〇八年漁業センサス」に改め、「の当該調査」を削り、「平成十六年」を「平成二十一年」に改め、同条第二号中「別記様式第十二号」を「別記様式第十号」に、「第十六号」を「第十四号」に改める。

第五条第一号中「二〇〇三年漁業センサス」を「二〇〇八年漁業センサス」に改め、同条第二号中「作成」を「送付され、」に、「二〇〇三年漁業センサス」を「二〇〇八年漁業センサス」に改め、同条第三号中「地理的条件」を「規則第十二条の規定により送付され、又は補正した調査客体候補者名簿に基づき、地理的条件」に、「考慮して」を「考慮し、及び二〇〇八年漁業センサスの流通加工調査の調査区を基礎として」に改める。

第六条第一項中「平成二十年十二月五日」を「平成二十五年十二月五日」に改め、同条第二項中「平成二十一年三月三十一日」を「平成二十六年三月三十一日」に、「、調査客体候補者名簿」を「及び調査客体候補者名簿」に、「平成二十一年九月三十日」を「平成二十六年九月三十日」に改め、同条第三項中「平成二十年十二月五日」を「漁業管理組織調査、海面漁業地域調査及び内水面漁業調査にあっては平成二十五年十二月五日、流通加工調査にあっては平成二十六年二月五日」に改める。

別記様式第1号を次のように改める。

別記様式第1号（第2条関係）

⇧⇧⇧ 入力方向

秘
農林水産省

統計法に基づく基幹統計
漁業構造統計

様式調第1号

2013年漁業センサス
海面漁業調査
漁業経営体調査票 I
（個人経営体用）

平成25年11月1日調査

この調査票は、統計以外の目的（税金の徴収等）に使用することはありません。

〔記入上の注意〕

1　記入に当たっては、「漁業経営体調査票I（個人経営体用）の記入の仕方」をよく読んでから、黒の鉛筆又はシャープペンシルを使用し、間違えた場合は消しゴムできれいに消してください。

★数字は枠からはみ出さないように記入してください。　★○印は点線に沿って記入してください。

記入例　0 1 2 3 4 5 6 7 8 9　　記入例　①

2　調査票の内容については、本年（平成25年）の11月1日現在で記入する箇所と、過去1年間について記入する箇所があります。過去1年間の場合は、平成24年11月1日から平成25年10月31日までの1年間について記入してください。

【統計調査員】

氏　名：

電話番号：

月　日（　）
午前・午後　時ごろに
調査票の回収に伺いますので、それまでに該当する箇所の記入をお願いします。

《市町村連絡先》

〔事務処理欄〕

区分コード

大海区　都府県（振興局）　市区町村　漁業地区　調査区　漁業集落　客体番号

経営組織コード
1：共同経営に参加
2：共同経営に不参加

市区町村名　　漁業地区名　　漁業集落名